経済産業省令第一号 平成二十七年内閣府・文部科学省・厚生労働省・

関する命令 業務運営、財務及び会計並びに人事管理に 国立研究開発法人日本医療研究開発機構の

三項の規定により読み替えて準用する同条第二項 理に関する命令を次のように定める。 開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管 の規定に基づき、国立研究開発法人日本医療研究 第三十八条第一項から第三項まで、第三十九条第 用する同法第三十一条第一項、同法第三十七条、 四項、第三十五条の八の規定により読み替えて準 及び第二項第八号、第三十五条の六第三項及び第 二号、第二十八条第二項、第三十五条の五第一項 号)第八条第三項、第十九条第四項及び第六項第 の規定により読み替えて準用する同法第五十条 項、第四十八条、第五十条並びに第五十条の十 六第一号及び第二号並びに独立行政法人の組 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三 (平成十二年政令第三百十六号) 第二十一条第 運営及び管理に係る共通的な事項に関する政 3

(通則法第八条第三項の主務省令で定める重要

第一条 臣及び経済産業大臣が定める財産とする。 の他内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大 より処分することが不適当なものを除く。)そ の(その性質上通則法第四十六条の二の規定に 申請の日におけるその額)が五十万円以上のも における帳簿価額(現金及び預金にあっては、 五第一項の中長期計画の認可に係る申請の日) 処分に関する計画を定めた通則法第三十五条の 条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日 の保有する財産であって、その通則法第四十六 に規定する主務省令で定める重要な財産は、 則法(以下「通則法」という。)第八条第三項 (以下「機構」という。) に係る独立行政法人通 (各項ただし書の場合にあっては、当該財産の (監査報告の作成) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 そ

第二条 機構に係る通則法第十九条第四項の規定 条の定めるところによる。 により主務省令で定める事項については、この

並びに第五項第三号及び第四号において同じ。) この場合において、 び監査の環境の整備に努めなければならない。 に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及 監事は、その職務を適切に遂行するため、次 役員(監事を除く。第一号

は、 備に留意しなければならない 監事の職務の執行のための必要な体制の整

- 機構の役員及び職員
- り意思疎通を図るべき者 その他監事が適切に職務を遂行するに当た
- のある関係の創設及び維持を認めるものと解し 立の立場を保持することができなくなるおそれ てはならない。 項の規定は、 監事が公正不偏の態度及び独
- 換を図るよう努めなければならない。 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応 機構の他の監事との意思疎通及び情報の交
- 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなけ ればならない。
- 機構の業務が、法令等に従って適正に実施 監事の監査の方法及びその内容
- ることを確保するための体制その他機構の業 るかどうかについての意見 達成に向け効果的かつ効率的に実施されてい されているかどうか及び中長期目標の着実な 機構の役員の職務の執行が法令等に適合す 2
- 為又は法令等に違反する重大な事実があった 務の適正を確保するための体制の整備及び運 用についての意見 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行
- Ŧ. ときは、その事実 監査のため必要な調査ができなかったとき
- 六 監査報告を作成した日 その旨及びその理由
- 第三条 命令の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大 四十九号。以下「機構法」という。)及びこの 日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第 の主務省令で定める書類は、国立研究開発法人 書類とする。 臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣に提出する (監事の調査の対象となる書類) 機構に係る通則法第十九条第六項第二号

(業務方法書の記載事項)

第四条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主 務省令で定める事項は、次のとおりとする。 の研究開発及びその環境の整備に関する事項 機構法第十六条第二号に規定する成果の普 機構法第十六条第一号に規定する医療分野

0 及及びその活用の促進に関する事項 に関する事項 機構法第十六条第三号に規定する医療分野 研究開発及びその環境の整備に対する助成

兀 五. 機構法第十六条第四号に規定する附帯業務

- 業務委託の基準
- 事項 その他機構の業務の執行に関して必要な 競争入札その他契約に関する基本的事

(中長期計画の認可申請

第五条 機構は、通則法第三十五条の五第一項 とするときは、変更しようとする事項及びその 規定により中長期計画の変更の認可を受けよう 期計画については、機構の成立後遅滞なく)、 中長期計画の最初の事業年度開始の日の三十日 ときは、中長期計画を記載した申請書を、当該 学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣に提出 理由を記載した申請書を内閣総理大臣、 び経済産業大臣に提出しなければならない。 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及 前までに(機構の最初の事業年度の属する中長 規定により中長期計画の認可を受けようとする 機構は、通則法第三十五条の五第一項後段 文部科

第六条 機構に係る通則法第三十五条の五第二項 第八号に規定する主務省令で定める業務運営に 関する事項は、次のとおりとする。 (中長期計画に定める業務運営に関する事項)

なければならない。

- 施設及び設備に関する計画
- 人事に関する計画
- 中長期目標の期間を超える債務負担
- 機構法第十七条第一項に規定する積立金の

(業務実績等報告書) 五 その他機構の業務の運営に関し必要な事

第七条 機構に係る通則法第三十五条の六第三項 げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲 欄に掲げる事項を記載するものとする。 務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同 されるものであることに留意しつつ、機構の事 の評価の根拠となる情報を提供するために作成 。その際、機構は、当該報告書が同条第一項 下欄に掲げる事項を記載しなければならな

||かにした報告|に係るものである場合には次の 間における当該事業年度以前の事業年度の属する中長期目標の 施状況 る事項を明らかにしたものでなけ結果は、次のイからハまでに掲げ の実績について機構が評価を行っある場合には、前号に掲げる業務 号までに掲げる事項に係るもので 係る財務情報及び人員に関する情以前の毎年度の当該業務の実績に 年度の当該指標の数値 ある場合には、当該指標及び当 営の状況 からハまでに掲げる事項を明ら た結果。なお、当該評価を行った ・五条の四第二項第二号から第 標の期間における当該事業年度 中長期計画及び年度計画の実 当該事業年度の属する中長期 当該業務の実績が通則法第 当該業務の実績に係る指標 当該事業年度における業務 毎期該が

旨の記載がないものがある場合に 善方策のうちその実施が完了した 題に対する改善方策 た場合には、当該課題及び当該 ればならない。 評定及び当該評定を付した理由 中長期目標に定めた項目ごと 過去の報告書に記載された改 業務運営上の課題が検出され 課

た結果を明ら三号から第五号までに掲げる事項ら評価を行っ合には次のイからニまで、同項第績及び当該実則法第三十五条の四第二項第二号請及び当該実則法第三十五条の四第二項第二号計る業務の実実績。なお、当該業務の実績が通事業年度にお一 当該事業年度における業務の ||価を行った結|には次のイからハまでに掲げる ||び当該実績にで、同項第三号から第五号までに||業務の実網別のてまごまい。 期間における二項第二号に掲げる事項に係るも ||中長期目標の|の実績が通則法第三十五条の四 に見込まれるける業務の実績。なお、当該業務期間の終了時見込まれる中長期目標の期間にお ||する報告書 ||果を明らかに|項を明らかにしたものでなけれ ||中長期目標の |業務の実績及|のである場合には次のイからニま は、その実施状況 中長期目標の期間の終了時 第

中長期目標及び中長期計画の

当該期間における業務運営の

期間における毎年度の当該指標の ある場合には、当該指標及び当該 当該業務の実績に係る指標が

該業務の実績に係る財務情報及び (員に関する情報 当該期間における毎年度の当

ればならない。 る事項を明らかにしたものでなけ 結果は、次のイからハまでに掲げ の実績について機構が評価を行っ ある場合には、前号に掲げる業務 号までに掲げる事項に係るもので た結果。なお、当該評価を行った 十五条の四第二項第二号から第五 当該業務の実績が通則法第

の評定及び当該評定を付した理由 題に対する改善方策 た場合には、当該課題及び当該課 業務運営上の課題が検出され 中長期目標に定めた項目ごと 2

旨の記載がないものがある場合に 善方策のうちその実施が完了した その実施状況 過去の報告書に記載された改

期間における務の実績。なお、当該業務の実績中長期目標の一 中長期目標の期間における業 |果を明らかに|事項に係るものである場合には次 価を行った結項第三号から第五号までに掲げる |業務の実績及|が通則法第三十五条の四第二項第 |び当該実績に|二号に掲げる事項に係るものであ する報告書 いて自ら評る場合には次のイからニまで、同 らかにしたものでなければならな のイからハまでに掲げる事項を明

期間における毎年度の当該指標の ある場合には、当該指標及び当該ハ 当該業務の実績に係る指標が 実施状況 中長期目標及び中長期計画 当該期間における業務運営の

> 該業務の実績に係る財務情報及び 人員に関する情報 当該期間における毎年度の当

ればならない。 る事項を明らかにしたものでなけ 結果は、次のイからハまでに掲げ た結果。なお、当該評価を行った の実績について機構が評価を行っ ある場合には、前号に掲げる業務 号までに掲げる事項に係るもので 十五条の四第二項第二号から第五

題に対する改善方策 の評定及び当該評定を付した理由 た場合には、当該課題及び当該課 業務運営上の課題が検出され 中長期目標に定めた項目ごと

は、その実施状況 旨の記載がないものがある場合に 善方策のうちその実施が完了した 過去の報告書に記載された改

における業務実績等報告書) 臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業 (最初の国立研究開発法人の長の任期の終了時 より公表するものとする。 をインターネットの利用その他の適切な方法に 大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書 機構は、前項に規定する報告書を内閣総理大

めに作成されるものであることに留意しつつ、 条第二項の評価の根拠となる情報を提供するた ばならない。その際、機構は、当該報告書が同 の報告書には、次に掲げる事項を記載しなけれ 分して次に掲げる事項を記載するものとする。 機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区 年度の事業年度末までの期間における業務の 初の国立研究開発法人の長の任命の日を含む 項を明らかにしたものでなければならない。 である場合には次のイからハまでに掲げる事 三号から第五号までに掲げる事項に係るもの のである場合には次のイからニまで、同項第 五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るも 実績。なお、当該業務の実績が通則法第三十 事業年度から当該長の任期の末日を含む事業 通則法第三十五条の六第二項に規定する最 機構に係る通則法第三十五条の六第四項 当該期間における中長期計画及び年度計

当該業務の実績が通則法第三

績に係る財務情報及び人員に関する情報 当該期間における毎年度の当該業務の実

かにしたものでなければならない。 口 当該評定を付した理由 中長期目標に定めた項目ごとの評定及び

業務運営上の課題が検出された場合に 当該課題及び当該課題に対する改善

2

がある場合には、その実施状況 ちその実施が完了した旨の記載がないもの

2 をインターネットの利用その他の適切な方法に 大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書 臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業 より公表するものとする。

により読み替えて準用する通則法第三十一条第第九条 機構に係る通則法第三十五条の八の規定 を記載しなければならない。 項の年度計画には、中長期計画に定めた事項 .関し、当該事業年度において実施すべき事項

内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及 変更した事項及びその理由を記載した届出書を び経済産業大臣に提出しなければならない。 段の規定により年度計画の変更をしたときは、 読み替えて準用する通則法第三十一条第一項後 (会計の原則) 機構は、通則法第三十五条の八の規定により

第十条 機構の会計については、この命令の定め 規定する一般に公正妥当と認められる企業会計 計の基準に従うものとする。 るところにより、この命令に定めのないものに 会により公表された企業会計の基準は、前項に 号)第二十四条第一項に規定する企業会計審議 ついては、一般に公正妥当と認められる企業会 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二

2

3 の基準に該当するものとする。 進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推

の当該指標の数値 は、当該指標及び当該期間における毎年度 当該業務の実績に係る指標がある場合に 当該期間における業務運営の状況

果は、次のイからハまでに掲げる事項を明ら 価を行った結果。なお、当該評価を行った結 前号に掲げる業務の実績について機構が評

機構は、前項に規定する報告書を内閣総理大 過去の報告書に記載された改善方策のう

(年度計画)

2

第十四条 機構に係る通則法第三十八条第一項に 変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とす 規定する主務省令で定める書類は、独立行政法 人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産

基準に優先して適用されるものとする。 定する一般に公正妥当と認められる企業会計 (会計処理) は、この命令に準ずるものとして、第一項に規 ロにおいて「独立行政法人会計基準」という。) 計に関する研究の成果として公表された基準 (第十四条並びに第十七条第三項第二号イ及び

第十一条 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労 当該償却資産を指定することができる。 価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認 取得しようとしている償却資産についてその減 働大臣及び経済産業大臣は、機構が業務のため められる場合には、その取得までの間に限り、

額を資本剰余金に対する控除として計上するも のとする。 は、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同 前項の指定を受けた資産の減価償却について

債務に係る除去費用等) (対応する収益の獲得が予定されない資産除去

第十二条 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労 合には、当該除去費用等を指定することができ 収益の獲得が予定されていないと認められる場 保有し又は取得しようとしている有形固定資産 働大臣及び経済産業大臣は、機構が業務のため 費用配分額及び時の経過による資産除去債務の いう。)についてその除去費用等に対応すべき 調整額(以下この条において「除去費用等」と に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る

渡取引 (譲渡差額を損益計算上の損益に計算しない譲

第十三条 場合には、 産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算 働大臣及び経済産業大臣は、機構が通則法第四 上の損益に計上しないことが必要と認められる 十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労 当該譲渡取引を指定することができ

(財務諸表)

第十五条 機構に係る通則法第三十八条第二項の この条の定めるところによる。 規定により主務省令で定める事項については、 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しな

機構の目的及び業務内容

ればならない。

国の政策における機構の位置付け及び役割 中長期目標の概要 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略

持続的に適正なサービスを提供するための

中長期計画及び年度計画の概要

その対応策 業績の適正な評価に資する情報 業務運営上の課題及びリスクの状況並びに

予算及び決算の概要 財務諸表の要約

業務の成果及び当該業務に要した資源

財政状態及び運営状況の理事長による

(財務諸表等の閲覧期間) 機構に関する基礎的な情報内部統制の運用状況

第十六条 機構に係る通則法第三十八条第三項に 規定する主務省令で定める期間は、五年とす

(会計監査報告の作成)

主務省令で定める事項については、この条の定第十七条 通則法第三十九条第一項の規定により めるところによる。

ない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及 解してはならない。 それのある関係の創設及び維持を認めるものと び独立の立場を保持することができなくなるお 収集及び監査の環境の整備に努めなければなら め、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の 会計監査人は、その職務を適切に遂行するた

二 その他会計監査人が適切に職務を遂行する 機構の役員(監事を除く。)及び職員

に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成 業報告書及び決算報告書を受領したときは、次 定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規 に当たり意思疎通を図るべき者 4

会計監査人の監査の方法及びその内容

に定める事項 掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまで ての意見があるときは、次のイからハまでに において適正に表示しているかどうかについ ヤッシュ・フローの状況等を全ての重要な点 て同じ。) が機構の財政状態、運営状況、キ する書類を除く。以下この号及び次項におい 財務諸表(利益の処分又は損失の処理に関

拠して、機構の財政状態、運営状況、キャ般に公正妥当と認められる会計の慣行に準 において適正に表示していると認められ ッシュ・フローの状況等を全ての重要な点 務諸表が独立行政法人会計基準その他の一 無限定適正意見 監査の対象となった財

機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・ 妥当と認められる会計の慣行に準拠して、 独立行政法人会計基準その他の一般に公正 適正に表示していると認められる旨及び除 フローの状況等を全ての重要な点において の対象となった財務諸表が除外事項を除き 除外事項を付した限定付適正意見 監査

Ξ 前号の意見がないときは、その旨及びその 表が不適正である旨及びその理由 不適正意見 監査の対象となった財務諸

あるときはその内容 報告すべき事項の有無及び報告すべき事項が 算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程 報告書(会計に関する部分に限る。)及び決 第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業 で得た知識との間の重要な相違等について、 (会計に関する部分を除く。) の内容と通則法 第二号の意見があるときは、事業報告書

 $\pm i$ 追記情報

六 関して必要な報告 計に関する部分に限る。) 及び決算報告書に は損失の処理に関する書類、事業報告書(会 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又

会計監査報告を作成した日

判断に関して説明を付す必要がある事項又は財 掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の 務諸表の内容のうち強調する必要がある事項と 前項第五号に掲げる「追記情報」とは、

会計方針の変更

(短期借入金の認可の申請)

|第十八条 機構は、通則法第四十五条第一項ただ び経済産業大臣に提出しなければならない。内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及 より短期借入金の借換えの認可を受けようとす とするとき、又は同条第二項ただし書の規定に し書の規定により短期借入金の認可を受けよう るときは、次に掲げる事項を記載した申請書を 借入れを必要とする理由

借入金の額

借入先

借入金の利率

五. 利息の支払の方法及び期限借入金の償還の方法及び期限

その他必要な事項

(通則法第四十八条の主務省令で定める重要な

第十九条 機構に係る通則法第四十八条の主務省 科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣が指令で定める重要な財産は、内閣総理大臣、文部 定する財産とする。

財産の処分等の認可の申請) (通則法第四十八条の主務省令で定める重要な

第二十条 機構は、通則法第四十八条の規定によ 学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣に提出事項を記載した申請書を内閣総理大臣、文部科 り重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること いて認可を受けようとするときは、次に掲げる (以下この条において「処分等」という。) につ なければならない。

処分等に係る財産の内容及び評価額

処分等の条件

処分等の方法

理由 機構の業務運営上支障がない旨及びその

(内部組織)

第二十一条 機構に係る通則法第五十条の十一に を経過した者を除く。次項において同じ。)が織」という。)であって再就職者(離職後二年大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産 おいて準用する通則法第五十条の六第一号に規 組織として主務省令で定めるものは、現に存す 定する離職前五年間に在職していた機構の内部 離職前五年間に在職していたものとする。

> 組織に在職していたものとみなす。 号)の施行の日以後のものに限る。)として内 である場合にあっては他の現内部組織)が行っ 業務を現内部組織(当該内部組織が現内部組織 離職前五年間に在職していたものが行っていた 経済産業大臣が定めるものであって再就職者が 閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び 部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六 直近下位の内部組織(独立行政法人通則法の一 は、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部 ている場合における前項の規定の適用について 直近七年間に存し、又は存していた理事長

(管理又は監督の地位)

第二十二条 機構に係る通則法第五十条の十一に 労働大臣及び経済産業大臣が定めるものとす ものとして内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生 号に規定する職員が就いている官職に相当する 成二十年政令第三百八十九号)第二十七条第六 めるものは、職員の退職管理に関する政令(平定する管理又は監督の地位として主務省令で定 おいて準用する通則法第五十条の六第二号に規

(積立金の処分に係る申請書の添付書類)

第二十三条 機構に係る独立行政法人の組織、 る同条第二項に規定する内閣府令・文部科学省 二十一条第三項の規定により読み替えて準用す 営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第 令・厚生労働省令・経済産業省令で定める書類 は、次の書類とする。

末の貸借対照表 期間」という。)最後の事業年度の事業年度する中長期目標の期間(次号において「当該 期間」という。) 最後の事業年度の事業年 通則法第三十五条の四第二項第一号に規定

当該期間最後の事業年度の損益計算書

三 承認を受けようとする金額の計算の基礎を 明らかにした書類

1

する。 この命令は、平成二十七年四月一日から施行

2 第三条第二項の規定により機構に出資されたも 十一条第一項の指定があったものとみなす。 のとされる資産のうち償却資産については、第 機構の成立の際機構法附則第二条第二項及び

文部科学省・厚生労働省・経済産業省令第 則 (平成三一年三月二五日内閣府·

(施行期日)

置)

(財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措する。
1 この命令は、平成三十一年四月一日から施行

2 この命令による改正後の国立研究開発法人日 2 この命令による改正後の国立研究開発法人日 2 この命令による改正後の国立研究開発法人日 2 この命令による改正後の国立研究開発法人通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表(独立行政法人通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。)及び事業報告書をいう。以下同じ。)についてする事業報告書をいう。以下同じ。)についてする事業報告書をいう。以下同じ。)についてする事業報告書をいう。以下同じ。)についてする事業報告書をいう。以下同じ。)については、なお従前の務諸表及び事業報告書については、なお従前の務諸表及び事業報告書については、なお従前の務諸表及び事業報告書については、なお従前のの令による改正後の国立研究開発法人日

部科学省・厚生労働省・経済産業省令第一例による。